

令和7年度新産業創出ネットワーク事業（新事業開拓セミナー）業務委託仕様書（案）

1 業務名

令和7年度新産業創出ネットワーク事業（新事業開拓セミナー）業務委託

2 業務目的

新しいテクノロジーの活用により次々とビジネスチャンスが生まれる中、県内中小企業等が商機を捉え、新たなビジネスへの展開を図っていくため、最新のテクノロジーやそれを活用したビジネスモデルに関する知識を習得する機会を提供するとともに、県内企業等がネットワークを形成する機会を創出する。

3 今年度のセミナーテーマ

今年度のセミナーテーマは「食」と設定し、鹿児島県内の企業が食に関する技術や新事業開発、販路拡大等について学ぶことが出来る内容とする。

4 履行期限

令和8年3月31日

5 業務内容

(1) 参加者の募集

より多くの事業者がセミナーに参加し、コミュニティ形成を図ることが出来るよう、以下の要領に従い、参加者の掘り起こしや周知・募集を行うこと。

① 企画名称

受託者から提案し、県と協議の上決定すること。（一部企画を除く）

② 募集要項の作成

③ 申込書の作成

④ 周知

ア 認知度向上等のための施策を実行すること。

イ 募集案内等のチラシ、パンフレット等を作成すること。

ウ 県内の商工会議所や商工会などの支援機関、金融機関及び大学などの周知効果が高いと思われる団体等に対して、チラシを送付し、必要に応じて事業の説明を行うなどして周知を行うこと。

※ 配布物等には、当該事業名を記載すること。

⑤ 募集・実施時期

参加者が参加しやすい時期・時間帯を設定し、その時期の開催に向けて計画的に募集を行うこと。

(2) セミナーの企画・開催

事業期間内に、以下の要領に従い、セミナーを4回以上企画・開催すること。

① セミナー内容の作成

② 講師等の手配や連絡調整

③ 会場・機材等の確保

セミナー会場は、主に県庁18階「かごゆいテラス」を活用すること。

④ 会場設営・参加者受付

⑤ 配布資料の作成・配付

⑥ 司会・進行管理

⑦ 会場・機材等の使用料、講師等の謝金及び旅費の支払い

⑧ アンケート等の実施

(3) 企業間交流を促進する取組の実施

事業期間内に、以下の要領に従い、セミナー参加企業同士の企業間交流を促進する取組を行うこと。なお、事業実施に当たっては、県と協議の上、前年度までの事業で形成された企業間ネットワークを生かした事業を展開すること。

① 交流会の企画・開催

セミナー終了後に、かごゆいテラス（マリンポート側）を活用し、交流会を開催すること。また、交流会参加者には、軽食を準備すること。

② 企業間ネットワークの成果発表イベントの企画・開催

セミナーや交流会による学びや形成された企業間ネットワークを活用し、その成果を実践及び対外的に発表するイベント等を企画・開催すること。企画に当たっては、セミナー等の参加者だけではなく、広く県民も参加出来る内容とし、チラシやパンフレット等を作成するなど、可能な限り周知に努めること。

- ③ 参加者同士の協業・共創を促進する取組への支援
参加者同士がネットワーク内で協業・共創しようとする取組に対し、その取組を促進するための支援を行うこと。
- ④ その他
上記のほか、年間を通じ、県と協力し、かごゆいテラスを拠点に、参加企業の継続的なネットワーク形成に寄与する取組を行うこと。

(4) 報告書等の作成

事業完了後、速やかに次の成果物を提出すること。
業務計画、業務の様子を記録した写真、業務の結果をまとめた報告書1部
(製本版及び電子媒体)

6 実施体制

受託者は、業務に精通した担当者をもって、適正な業務を行わせるとともに、高度な技術等を要する部門については、相当の経験を有する者を配置するものとする。また、本業務を遂行する上で総括業務責任者を置き、必要な関係機関との協議については、受託者の責任において適正に処理するとともに、その内容を遅滞なく県に報告するものとする。

7 業務の報告等

受託者は、本業務の実施状況等を明らかにするため、以下のとおり書類を県に提出しなければならない。

- (1) 当初の業務委託料の範囲内で業務委託料の変更が必要な場合は、業務委託料変更届(別記第1号様式)を提出すること。
- (2) 委託業務が終了したときは、遅滞なく、委託業務終了届(別記第2号様式)を提出すること。
- (3) 委託業務終了届の提出にあたっては、実績報告書(別記第3号様式)のほか、本業務の実績を確認できる書類を提出すること。
- (4) 業務委託料の請求に関しては、業務委託料請求書(別記第4号様式)を提出すること。

8 著作権・特許権

- (1) 受託者は、本業務で作成された成果物に関し、全ての著作権(財産権)を、県に無償で譲渡するものとする。
- (2) 受託者は、県の同意がなければ、著作権法第18条及び第20条に規定されている権利を行使することができない。
- (3) 本業務の成果物は、使用期限を設けないものとする。
- (4) 本業務の成果物は、県が自由に二次使用(印刷物の製本、ホームページへの掲載等)できるものとする。
- (5) 本業務の成果物に係る著作権、特許権その他の知的財産権に関する一切の紛争については、訴訟費用も含めて全て受託者において責任を負うものとする。

9 その他

- (1) 本業務の実施にあたっては、鹿児島県と十分な打合せを行うとともに、打合せのための資料作成及び議事録等の作成を行うこと。また、不明確な点や改善の必要があると認められる場合は、鹿児島県と協議すること。
- (2) 本業務の実施にあたっては、会計関係帳簿類を整備すること。
- (3) 本業務の報告や説明が簡易に果たせるよう、物品代金の支払いにおいては、口座振込を原則とするとともに、毎月の請求・支払履歴の整理を図ること。
- (4) 実績報告書の記載内容が確認できる書類として、(3)で規定する会計関係帳簿類等を業務終了日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しておくこと。
- (5) 本業務について、業務の終了後も含めて、今後、会計検査院や鹿児島県監査委員等の検査対象となる場合があるので、検査に積極的に協力するとともに、業務の報告や必要な資料の提出等の説明責任を果たすこと。
- (6) 本業務の実施にあたっては、国や地方自治体等の他の助成金、補助金、委託費等を重複して使用しないこと。
- (7) 災害や感染症の流行により上記5で定める業務の実施が困難になったと認められる場合は、県と協議を行い対応すること。

(別記第1号様式)

年 月 日

鹿児島県知事 殿

住 所
名 称
代表者職氏名

業務委託料変更届

年 月 日付けで業務委託契約を締結した下記業務について、業務委託料の変更が必要となったので届け出ます。

記

- 委託業務名
令和7年度新産業創出ネットワーク事業(新事業開拓セミナー)業務委託
- 業務委託料

(単位：円)

当初契約額	変更後	備考

- 添付資料
変更後の事業費内訳が分かる資料

(別記第2号様式)

年 月 日

鹿児島県知事 殿

住 所
名 称
代表者職氏名

委託業務終了届

下記のとおり業務を終了しましたので、業務委託契約書第8条第1項の規定により提出します。

記

- 1 委託業務名
令和7年度新産業創出ネットワーク事業(新事業開拓セミナー)業務委託
- 2 契約年月日
年 月 日
- 3 履行期限
年 月 日
- 4 完了年月日
年 月 日

(別記第3号様式)

年 月 日

鹿児島県知事 殿

住 所
名 称
代表者職氏名

実 績 報 告 書

年 月 日付けで業務委託契約を締結した下記業務について、実績を報告します。

記

- 1 委託業務名
令和7年度新産業創出ネットワーク事業(新事業開拓セミナー)業務委託
- 2 事業期間
年 月 日～ 年 月 日
- 3 関係書類
事業実績を確認できる書類

(別記第4号様式)

年 月 日

鹿児島県知事 殿

住 所
名 称
代表者職氏名

印

業務委託料請求書

年 月 日付けで業務委託契約を締結した下記業務について、業務委託料を下記のとおり請求します。

記

1 委託業務名
令和7年度新産業創出ネットワーク事業(新事業開拓セミナー)業務委託

2 請求金額
金 〇〇〇〇円

委託料総額	円
前回までの交付額	円
今回請求額	円
未請求額	円

3 振込先
金融機関名 〇〇銀行 〇〇支店
口座番号 普通・当座 〇〇〇〇〇〇
口座名義 〇〇〇 〇〇〇